

第 1 章 計画の概要



1 計画策定の趣旨

人口減少や少子高齢化の進行などにより、家族形態は変化し、価値観やライフスタイル※が多様化するなど環境は大きく変化しており、このような社会情勢の変化に対応し、豊かで活力ある地域をつくるためには、誰もが人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

国においては、平成 11 年（1999 年）6 月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、『男女が性別にかかわらず共に助け合って仕事や生活をして、個性と能力を十分に発揮でき、社会のあらゆる場面に参画する』ことを基本に、男女共同参画社会の実現を最重要課題の一つとして位置づけられました。

根室市においては、平成 16 年（2004 年）3 月に基本理念や施策などを定めた「根室市男女共同参画基本計画」を策定し、『男女を問わずみんなが主役の街づくり』に向けて、総合的・計画的に施策の展開を図ってきました。

しかし、いまだに家庭・職場・地域などの社会において、固定的な性別役割分担意識や男女の不平等感が根強く残るとともに、配偶者やパートナーからの暴力（以下「DV※」という。）やストーカー等の問題が深刻化するなど多くの課題が残されています。

また、国において、平成 27 年（2015 年）9 月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）を制定し、仕事と家庭を両立できる環境の整備など職業生活における女性の活躍の推進によって、豊かで活力ある社会の実現を図ることとされました。

こうした状況や新たな課題を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを着実に推進するため、根室市男女共同参画基本計画（平成 27 年度～36 年度）（以下「計画」という。）を策定するものです。

※[ライフスタイル]：生活の様式・営み方、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のこと。

※[DV（ドメスティック・バイオレンス）]：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあったものとの間で起こる暴力のこと。

2 計画の性格と位置づけ

計画は、「男女共同参画社会基本法」第 1 4 条第 3 項の規定に基づく策定するものであり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV 防止法」という。）第 2 条の 3 第 3 項及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく計画として位置付けます。

また、「第 9 期根室市総合計画」を上位計画とし、関連する他の個別計画との整合性や連携を図りつつ、国や北海道の男女共同参画基本計画を勘案し、根室市における男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に推進するための計画です。



3 計画の期間

計画の期間は、平成 2 7 年度から平成 3 6 年度までの 1 0 年間とします。
なお、計画は、今後の社会情勢の変化や国や道などの動向を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

年度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
計画	第 3 次男女共同参画基本計画（国）										
	第 2 次北海道男女平等参画基本計画										
	第 9 期根室市総合計画										
	根室市男女共同参画基本計画（平成 2 7 年度～36 年度）										

4 男女共同参画の背景

(1) 世界の動き

- 昭和 50 年（1975 年）にメキシコシティで第 1 回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催され、各国がとるべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。
- 昭和 54 年（1979 年）、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。
- 平成 7 年（1995 年）、北京で「第 4 回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」を採択、戦略目標と行動が示されました。
- 平成 12 年（2000 年）、「女性 2000 年会議」が開催され、「北京行動綱領」の進捗状況を検討・確認し、課題を明らかにし、一層の行動を求める「政治宣言」及び「成果文書」が採択されました。
- 平成 17 年（2005 年）、「第 49 回国連婦人の地位委員会」が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」や「女性 2000 年会議成果文書」の確認と実施状況等の評価・見直しが行われるとともに、更なる実施に向けた戦略等について協議されました。
- 平成 22 年（2010 年）、「第 54 回国連婦人の地域委員会」が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」の完全実施が必須であることなどが確認されました。

(2) 国の動き

- 昭和 50 年（1975 年）、女性に関する施策を総合的かつ効率的に推進するために「婦人問題企画推進本部」が設置されました。
- 昭和 60 年（1985 年）、男女雇用機会均等法の制定、民法・国籍法の改正などを経て、「女子差別撤廃条約」が批准されました。
- 平成 11 年（1999 年）、「男女共同参画基本法」が施行され、平成 12 年（2000 年）には基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。
- 平成 17 年（2005 年）には「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定されました。
- 平成 19 年（2007 年）、「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。
- 平成 22 年（2010 年）、国内外の状況の変化を考慮し、「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。
- 平成 26 年（2014 年）10 月、「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、「女性の力」を最大限発揮できる活力ある社会、男性も女性もすべての人にとって暮らしやすい社会の実現を目指すこととされました。

※[ワーク・ライフ・バランス]：働くすべての方々が、「仕事」と「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方や生き方のこと。

- 平成 25 年（2013 年）7 月、適用対象の拡大など、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正されました
- 平成 27 年（2015 年）9 月、仕事と家庭を両立できる環境の整備など職業生活における女性の活躍を推進する「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。

（３）北海道の動き

- 昭和 53 年（1978 年）、国の「国内行動計画」を受けて「北海道婦人行動計画」が策定されました。
- 昭和 62 年（1987 年）、「北海道女性の自立プラン」が策定されました。
- 平成 9 年（1997 年）、「北海道男女共同参画プラン」が策定されました。
- 平成 13 年（2001 年）、「北海道男女平等参画推進条例」が施行されました。
- 同年、「北海道男女平等参画審議会」が設置され、「北海道男女共同参画推進本部」は「北海道男女平等参画推進本部」へと改称されました。
- 平成 14 年（2002 年）、条例の基本理念にのっとり、「北海道男女平等参画基本計画」が策定されました。
- 平成 20 年（2008 年）、社会情勢の変化や道における男女平等参画に係る取り組み、国の動き等を踏まえ、男女平等参画施策をより総合的、効果的に推進するため「第 2 次北海道男女平等参画基本計画」が策定されました。
- 平成 26 年（2014 年）10 月、オール北海道で女性の活躍支援を推進するための気運の醸成を図ることを目的に「北の輝く女性応援会議」が設置されました。

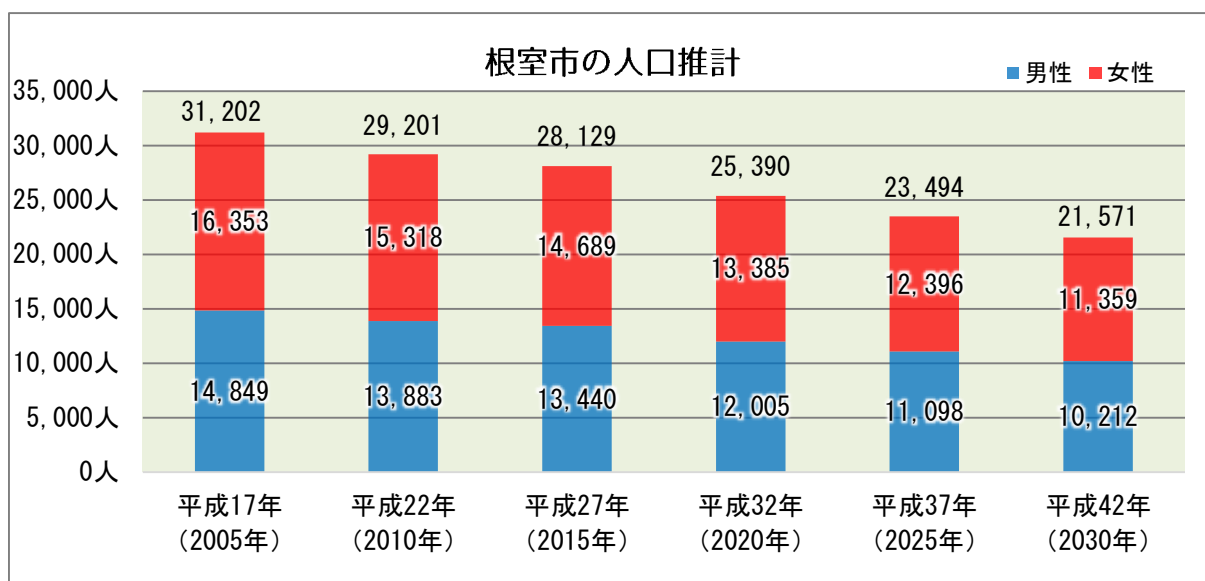
（４）根室市の動き

- 平成 16 年（2004 年）、「根室市男女共同参画基本計画」を策定し、次の 4 項目を基本目標として設定しました。
 - ① 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 - ② 女性の人権尊重と生涯を通じた健康への支援
 - ③ 男女の職業と家庭生活の両立への支援
 - ④ あらゆる分野での男女共同参画の推進
- 平成 17 年（2005 年）「根室市男女共同参画推進本部」を設置しました。
- 平成 28 年（2016 年）「根室市男女共同参画基本計画（平成 27 年度～36 年度）」を策定し、次の 4 点を基本目標として設定しました。
 - ① 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 - ② 男女の人権尊重と生涯を通じた健康への支援
 - ③ 男女の仕事と生活の調和実現に向けた支援
 - ④ あらゆる分野での男女共同参画の推進

5 根室市の現状

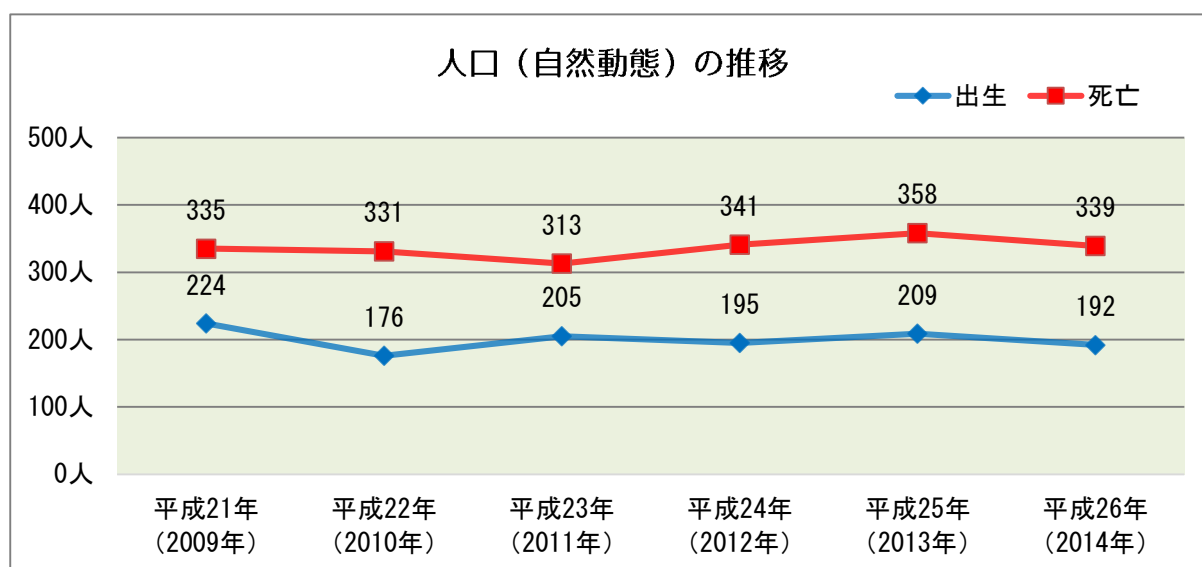
(1) 人口の推移

根室市の人口は、出生数の低下などにより年々減少し、平成22年(2010年)には、29,201人となり、今後も人口の減少傾向が続くものと予想され、平成37年(2025年)には、23,494人になると推計されています。

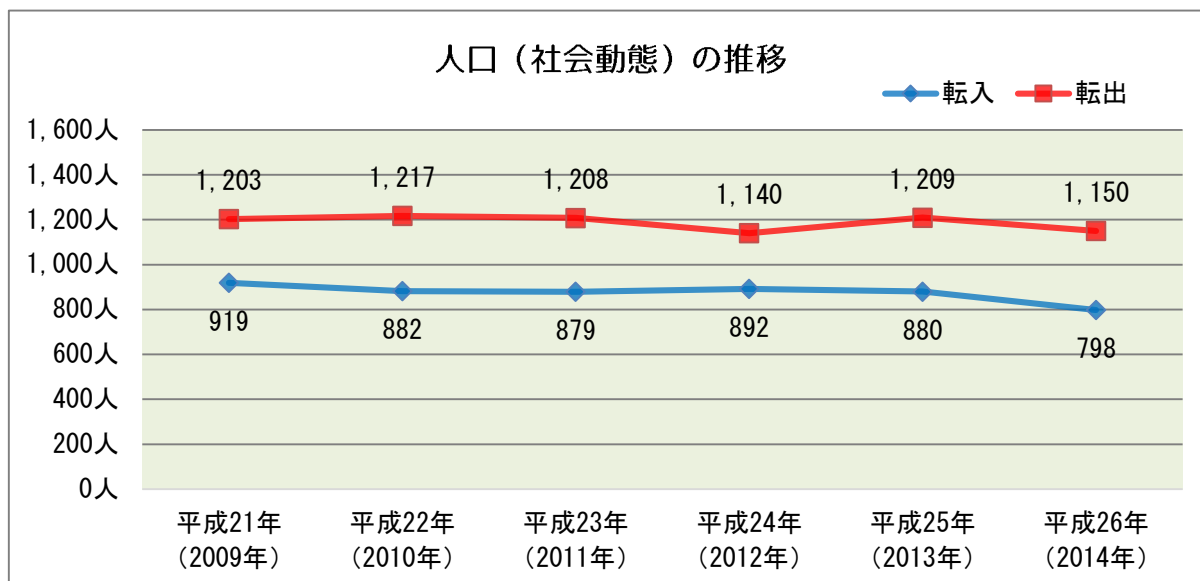


資料：国勢調査(平成17年・22年)

国立社会保障・人口問題研究所『日本の市区町村別将来推計人数』(平成27年以降)



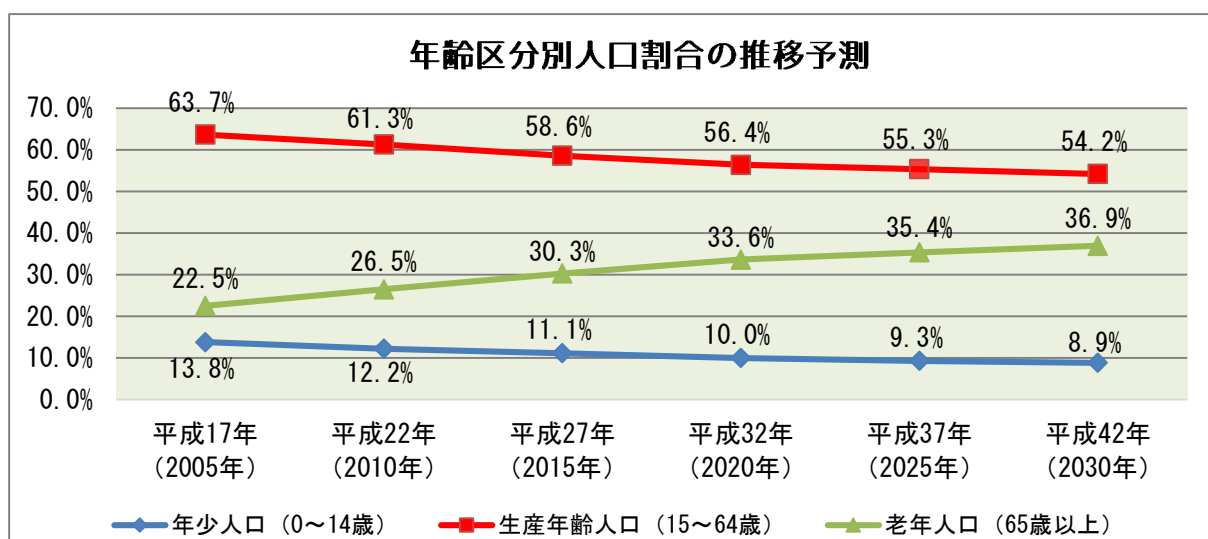
資料：市民環境課



資料：市民環境課

(2) 少子高齢化社会

年齢区分別人口割合では、生産年齢人口※割合（15～64 歳）や年少人口割合（0～14 歳）が減少傾向にある一方、老年人口割合（65 歳以上）は年々増加しており、今後もその傾向が続くものと予想されており、更なる少子高齢化の進行が見込まれます。



資料：国勢調査（平成 17 年・22 年）

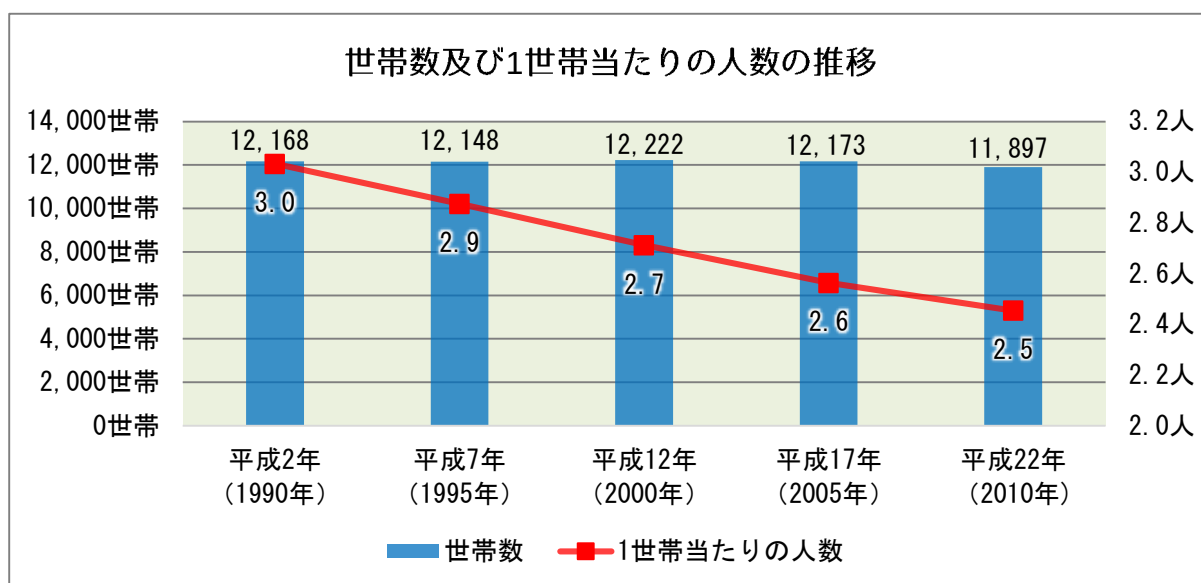
国立社会保障・人口問題研究所『日本の市区町村別将来推計人数』（平成 27 年以降）

※[生産年齢人口]：年齢別人口のうち、生産活動の中核をなす年齢の人口層を指し、15 歳以上 65 歳未満の人口のこと。

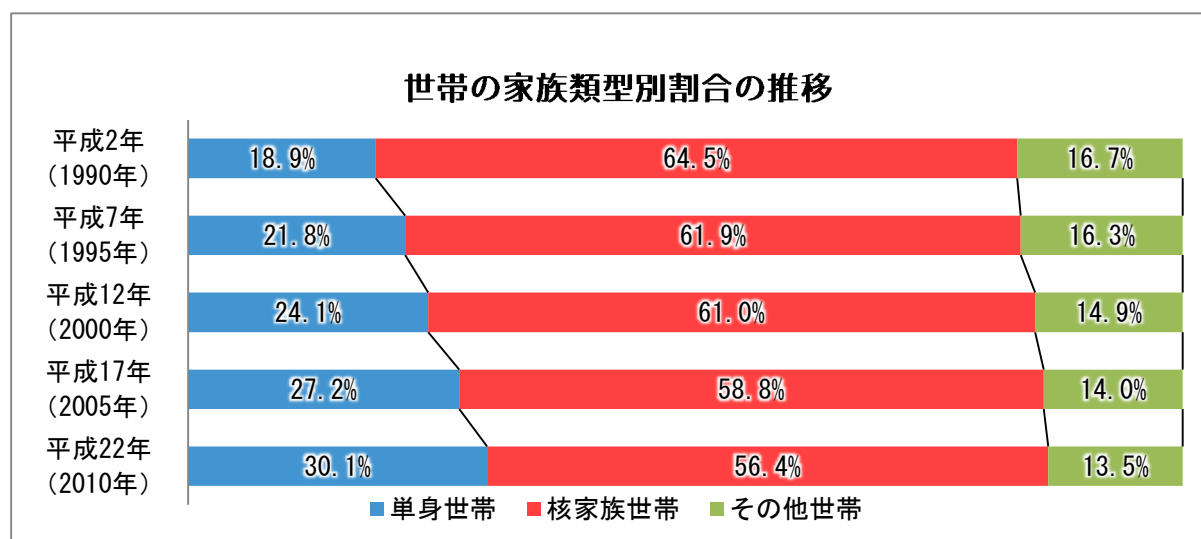
(3) 家族形態の変化

根室市の世帯数は、12,000 世帯台で推移していましたが、人口減少と比例し、平成 22 年（2010 年）に 12,000 世帯を下回り、また、1 世帯当たりの人数も、平成 7 年（1995 年）に 3.0 人を割り込むなど、減少傾向が続いています。

このように世帯数が減少している状況において、核家族※世帯の占める割合が減少する一方で、単身世帯の割合が増加傾向にあるなど、家族形態が変化しています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

※[核家族]：①夫婦とその未婚の子ども、②夫婦のみ、③父親または母親とその未婚の子どものいずれからなる家族のこと。

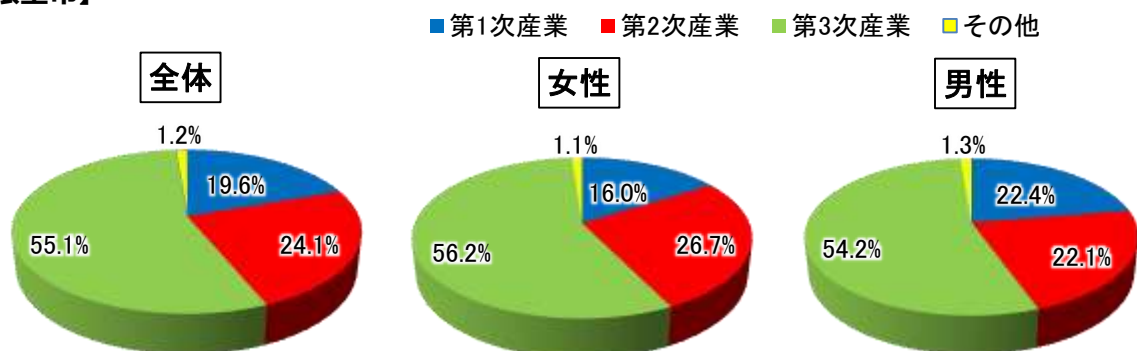
(4) 就業構造について

①産業別就業人口割合

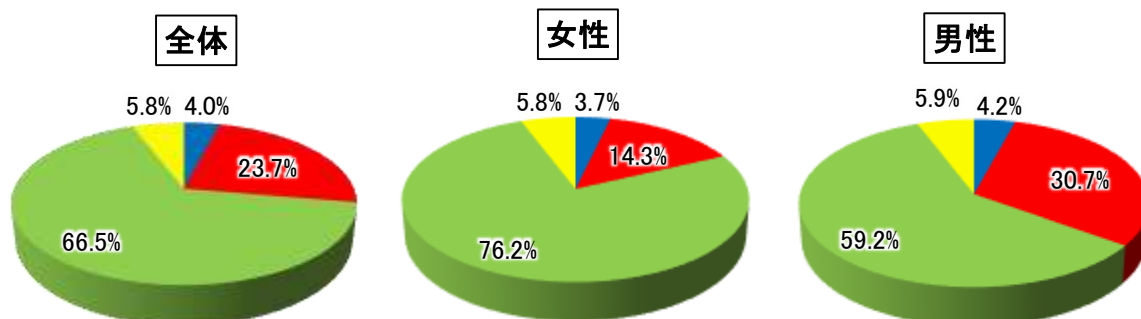
根室市の産業別就業人口※割合は、全国と比較すると男女とも漁業を中心とした第1次産業に従事する割合が高く、特に女性においては、第2次産業に従事する割合が全国と比較し、非常に高くなっているなど、特徴が表れています。

産業別就業人口割合（根室市・全国）

【根室市】



【全国】



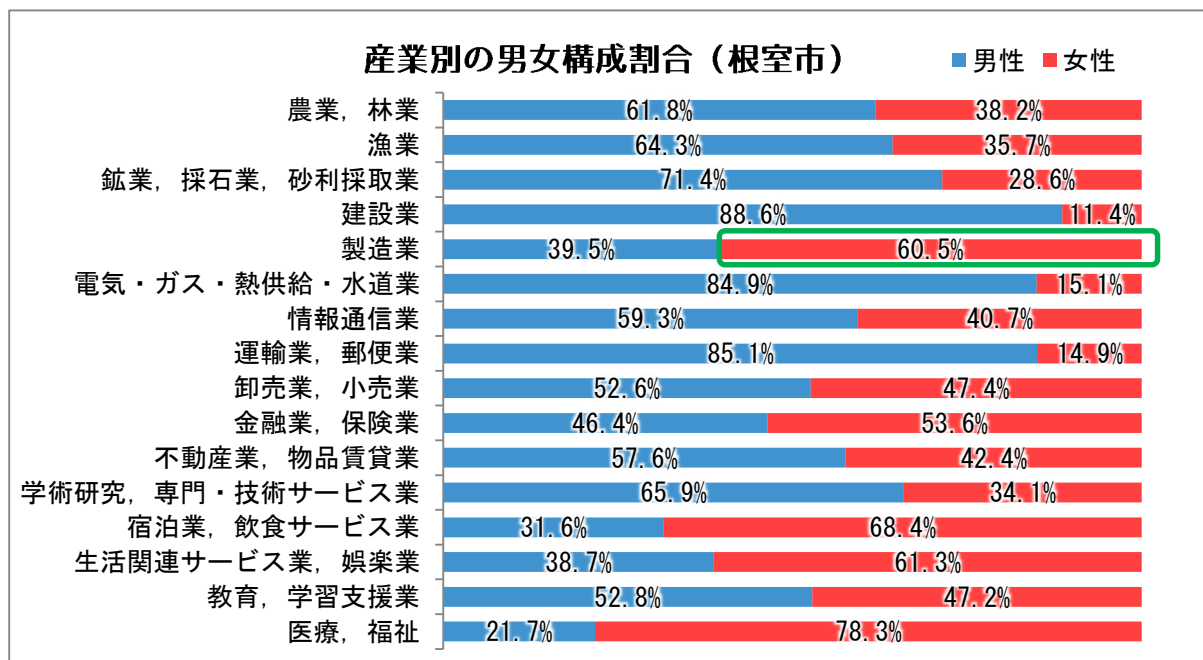
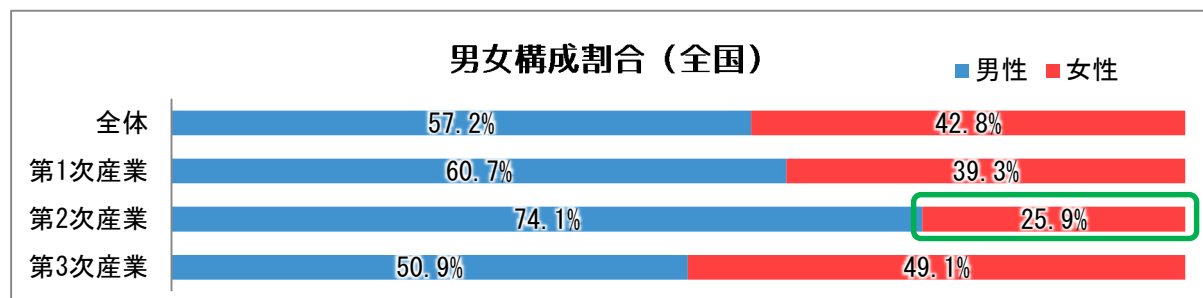
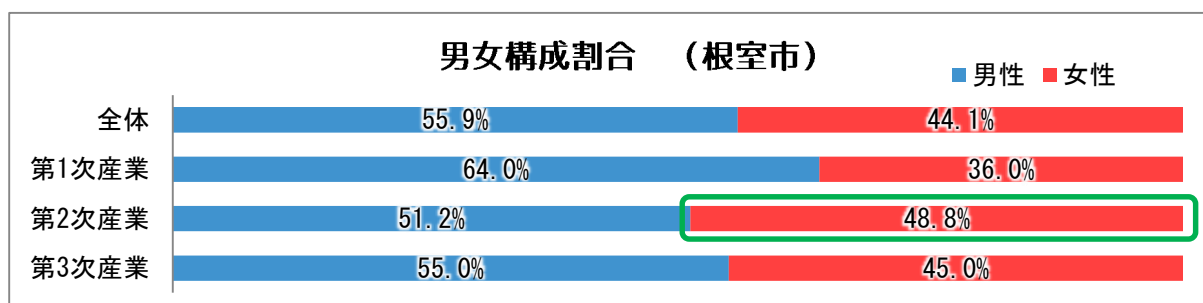
		第1次産業		第2次産業		第3次産業		その他		合計
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数
根室市	総数	2,958	19.6%	3,646	24.1%	8,315	55.1%	185	1.2%	15,104
	女性	1,065	16.0%	1,778	26.7%	3,739	56.2%	76	1.1%	6,658
	男性	1,893	22.4%	1,868	22.1%	4,576	54.2%	109	1.3%	8,446
国	総数	2,381,416	4.0%	14,123,282	23.7%	39,646,316	66.5%	3,460,298	5.8%	59,611,312
	女性	936,440	3.7%	3,660,854	14.3%	19,453,809	76.2%	1,470,579	5.8%	25,521,682
	男性	1,444,976	4.2%	10,462,428	30.7%	20,192,507	59.2%	1,989,719	5.9%	34,089,630

資料：国勢調査（平成22年度）

※[就業人口]：職業に就いて収入を得ている人口のこと。

②産業別・男女別構成割合

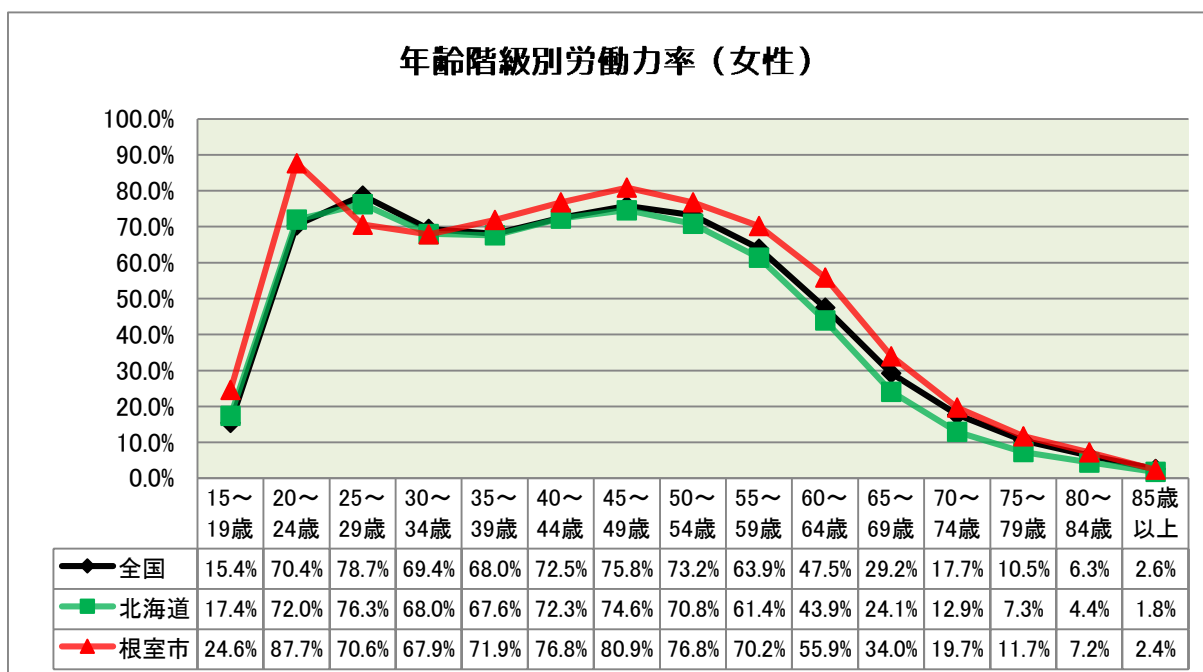
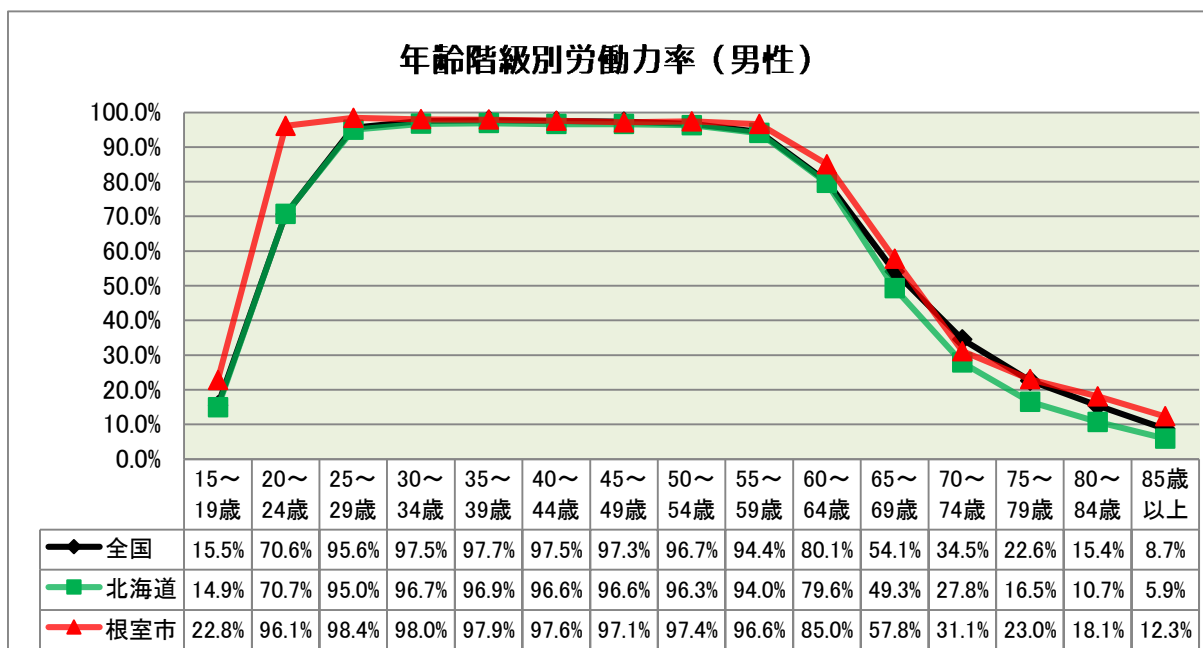
産業別・男女別構成割合では、全国と比較すると第2次産業における女性の就業者割合が非常に高く、特に水産加工業を中心とする製造業において、女性が6割以上を占めており、女性就業者が根室市の基幹産業である水産業を支えている状況を見ることができます。



資料：国勢調査（平成22年度）

③年齢階級別労働力率※

根室市では、全国・北海道と比べて、男女とも20～24歳の労働力率が高くなっていますが、女性においては出産・育児期にあたる20歳代後半から30歳代にかけていったん減少し、その後、再就職により上昇するM字カーブ※を描くなど、全国・北海道と同様の傾向となっています。



資料：国勢調査（平成22年度）

※[労働力率]：15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合のこと。

※[M字カーブ]：女性の労働力人口の割合が20歳代でピークに達し、出産・育児期に落ち込んだ後、子育てが一段落した後に再び上昇し、高齢になるにしたがってなだらかに落ちていくことで描かれる曲線のこと。（日本における女性の就業形態の特徴を表すことば）